

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務にかかる提案競技の実施（人事委員会事務局）

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務

(2) 仕様

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額

総額 97,449,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は、次の表のとおりとする。

年度	ア 開発費	イ 運用保守費	総額（ア＋イ）
令和6年度	2,281,000円	863,000円	3,144,000円
令和7年度	13,687,000円	5,174,000円	18,861,000円
令和8年度	13,687,000円	5,174,000円	18,861,000円
令和9年度	13,687,000円	5,174,000円	18,861,000円
令和10年度	13,686,000円	5,175,000円	18,861,000円
令和11年度	13,686,000円	5,175,000円	18,861,000円
計	70,714,000円	26,735,000円	97,449,000円

2 開発期間及び運用期間

(1) 開発期間

契約の日の翌日から令和7年1月31日まで

(2) 運用保守期間

令和7年2月1日から令和12年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(7)までのすべての要件を満たし、島根県知事により提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定

後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

4 提案競技配付資料等に関する事項

(1) 配付資料

- ア 提案競技実施要領
- イ 島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書
- ウ システム活用フロー図
- エ 外部サービス（重要情報を取り扱う場合）利用申請時確認事項

(2) 閲覧資料

- ア 島根県情報通信システム（内部系システム）技術標準
- イ オープン基盤について（令和4年4月）
- ウ 内部系仮想基盤とSSC仮想基盤の利用方針
- エ 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- オ 島根県情報通信システム運用管理基準
- カ 外部サービス（重要情報を取り扱う場合）の利用に関する規程
- キ 島根県ホームページ等作成ガイドライン

(3) 配布及び閲覧に係る場所及び期間

イの期間中、アに設置する受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に対し、配付資料を無償で一部配付するとともに、閲覧資料の閲覧を可能とする。

なお、配付資料は、(1)を電子データ（CD-R）で配付する。

また、配布資料及び閲覧資料（(2)のカを除く。）の郵送を希望する場合は、令和6年2月28日（水）必着で守秘義務の遵守に関する誓約書、返信用封筒及び切手（140円分）を提出すること。

ア 配付及び閲覧の場所

〒690-8501松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎2階） 島根県人事委員会事務局企画課任用係
電話 0852-22-5438 F A X 0852-22-5435 電子メール syokuin-saiyo@pref.shimane.lg.jp

イ 配付及び閲覧の期間

令和6年2月16日（金）から同年3月4日（月）まで

開庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(4) 提案競技説明会

実施しない。

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、提案競技実施要領による様式にて提出すること（F A X又は電子メールによる送付も可とする。ただし到着確認の電話をすること）。
- (2) 提出期限は、令和6年3月4日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出先は、4の(3)のアに同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和6年3月11日（月）までに4の(1)の配付資料の受領者全員に対し、F A X又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部

- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
- エ 財務諸表（決算報告書） 1部
- オ 島根県税の全税目未納の徴収金がないことの証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の未納の税額が無いこと又は納税義務がないことの納税証明書 1部
- キ 担当者届 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

4の(3)のアに同じ。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和6年3月21日（木）付けで、郵送にて送付する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県職員採用試験システムの開発及び運用保守業務について提案すること。なお、必要があると認める場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提案書の形式

ア 提案書の形式は任意とする。ただし、原則としてA4判の用紙を用い、ページ番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

イ 提案書提出書、見積書、外部サービス（重要情報を取り扱う場合）利用申請時確認事項の様式は提案競技実施要領による。

ウ 提案書作成にあたっての留意事項

(ア) 提案内容がわかるように考え方、根拠等を具体的に記述すること。

(イ) 提案の全体枠組み、基本的な考え方、アピールポイントなどを提案の概要に簡潔に記述すること。

(ウ) 提案が提案競技仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的、かつ、専門知識を持たない者にもわかりやすいよう、図表、脚注等で補足して記載すること。

(エ) 提案書の構成は、仕様書の構成と対応付けること。また、提案内容は仕様書の要求項目と対応付けて示すこと。

(オ) 仕様書で提案を求めている内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合には、積極的に提案を行うこと。

(カ) 提案競技要求仕様書に示す任意提案項目は、仕様書に記載する要件を満たした上で、さらに効率性向上などを図ることができる提案を求めている。よって「仕様書のとおり」という提案、カタログだけの提案や実現不可能な機能等については評価しない。

(キ) 提案競技要求仕様書、提案書、プレゼンテーション内容及び見積書をもとに協議の上、契約仕様書を作成するので確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

- (カ) 協議の結果、契約仕様書の内容が提案競技要求仕様書とは異なる場合があるので、見積書の価格と実際の契約金額が一致しない場合がある。
- (キ) 提案書に記載する項目については、全て見積の中で実現できるとみなす。
- (ク) 提案競技要求仕様書の要件等について、提案競技要求仕様書を満たす形での機能の提供ができない場合については、代替手段を示すこと。その場合は、代替項目の一覧表と各内容説明資料を提出すること。
- (ケ) 提案競技要求仕様書の他、現行業務、確保する機能及び契約書（案）を十分に理解し、了知した上で提案競技に参加すること。

(3) 提案書等の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

- (ア) 提案書提出書 1部
 - (イ) 提案書 7部
 - (ウ) 見積書 1部
 - (エ) 外部サービス（重要情報を取り扱う場合）利用申請時確認事項 1部
- なお、(エ)はパブリッククラウドを利用した提案を行う場合のみ提出すること。

ウ 提出期限

令和6年3月27日（水）午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

4の(3)のアに同じ。

9 業務受託者の選定方法

- (1) 別に設置する島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。
- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、提案内容、プレゼンテーション内容及びコストの抑制（見積額）の点を特に考慮する。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 提案書について、審査委員会において提案競技参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - ウ 事実に反する申請、又は提案に関する不正行為があったとき。
 - エ 提案書の内容が明らかに仕様書の内容を満足しないとき。
 - オ 提案者が当該提案協議に対して2以上の提案をしたとき。
 - カ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - キ その他あらかじめ指示した事項に反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

- (1) 契約相手方

審査委員会で選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出された書類の返却は行わない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 提案された内容等に関して、電話又は電子メールによる確認等を行う場合があるので、対応すること。

(8) プレゼンテーションでは、提案書に基づき説明すること。提案書から読み取ることができない内容は認められない。

(9) 本調達は、令和6年度当初予算の島根県議会議決が得られない場合は、提案競技を延期し、又は取りやめる。なお、提案競技を延期する場合は理由及び延期後の提案競技日を公告し、提案競技を取りやめる場合は理由を公告し資格申請者に通知する。

12 問合せ先

4の(3)のアに同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Development and operation maintenance of the Shimane Prefectural Government Employee Application and Scoring Examination System.

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. on 27 March 2024

(3) For further details contact : Human Resources Commission Secretariat, Shimane Prefectural Government (2F South Building) , 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5438